

常滑市公契約条例の手引き

令和5年4月1日施行

令和8年4月1日改訂

常滑市



目次

1	条例の目的	1
2	用語の定義	1
3	条例の概要	2
4	適用範囲	4
5	適用労働者の範囲	5
6	労働条件報告書の提出	6
7	調査及び改善の方法	6
《資料》		
○	労働条件報告書	7
○	労働条件報告書の根拠法令等	8
《例規・様式》		
○	常滑市公契約条例	9
○	常滑市公契約条例施行規則	11
○	常滑市公契約条例に係る労働条件の確保に関する要綱	13

【問合せ先】

常滑市役所 総務部財政課 契約検査チーム

TEL 0569-47-6103

FAX 0569-35-4567

E-Mail zaisei@city.tokoname.lg.jp

1 条例の目的

この条例は、常滑市が発注する公契約に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明確にし、公契約の適正な履行及び労働者等の適正な労働条件の確保を図り、市民福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 用語の定義

条例における用語の定義は、次のとおりです。

公契約	市が締結する工事、製造その他の契約及び市が指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定
特定公契約	公契約のうち規則で定めるもの 労働条件の確保についての報告を求める公契約
市長等	市長及び事業管理者
受注者等	市と公契約を締結する者及び市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
労働者等	①労働基準法第9条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に雇用される者及び家事使用人を除く。） ②自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者

3 条例の概要

常滑市公契約条例の主な内容は、以下のとおりです。

条 項	主な内容
目 的 (第1条)	公契約の適正な履行及び労働者等の適正な労働条件の確保を図り、市民福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。
定 義 (第2条)	条例で使用する用語を定義。
基本理念 (第3条)	公契約に係る施策の実施に当たり、次の4つの事項を基本理念とします。 ①公契約の締結に至る過程において、公平性、透明性及び競争性を確保すること。 ②公契約の適正な履行並びに公共事業及び公共サービスの良好な品質を確保すること。 ③労働者等の適正な労働条件を確保すること。 ④地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮すること。
市の責務 (第4条)	【市が行うこと】 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に関し必要な取組を実施します。
受注者等の責務 (第5条)	【受注者等が行うこと】 ①受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、公契約に係る業務を適正に履行しなければなりません。 ②受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければなりません。
適正な公契約の締結 (第6条)	【市が行うこと】 ①市長等は、公契約に係る事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に適正かつ合理的な規模で公契約を締結するものとします。 ②市長等は、公契約の締結に当たり、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行うものとします。

<p>公契約の適正な履行の確保 (第7条)</p>	<p>【市が行うこと】</p> <p>①市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めるものとします。</p> <p>②市長等は、予定価格を算出するに当たり、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映して積算するものとします。</p> <p>【受注者等が行うこと】</p> <p>③受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければなりません。</p>
<p>適正な労働条件の確保 (第8条)</p>	<p>【受注者等が行うこと】</p> <p>①受注者等は、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働条件の確保に努めなければなりません。</p> <p>【市が行うこと】</p> <p>②市長等は、特定公契約について、受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができます。</p> <p>③市長等は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、受注者等に対し必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができます。</p>
<p>市内事業者の受注機会の確保 (第9条)</p>	<p>【市が行うこと】</p> <p>①市は、地域経済の健全な発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者の持続的発展が不可欠であることに鑑み、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとします。</p> <p>【受注者等が行うこと】</p> <p>②受注者等は、公契約に係る業務について、受託者等を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとします。</p>

4 適用範囲

(1) 条例の適用範囲

公契約条例の適用を受ける公契約は、次のとおりです。

工事、製造その他市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約
市が指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定

(2) 特定公契約の適用範囲

特定公契約（労働条件の確保についての報告）の対象は、次のとおりです。

公契約の種類	適用範囲
工事請負契約	予定価格が 5,000 万円以上の契約
業務委託契約	予定価格が 1,000 万円以上の次に掲げる契約 ・庁舎等の清掃業務 ・庁舎等の受付案内業務又は電話交換業務 ・庁舎等の警備業務
指定管理に係る協定	予定価格が 1 年当たり 1,000 万円以上の協定のうち、公募によるもの

※1 予定価格は税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。

※2 長期継続契約等、契約期間が 1 年を超える契約の場合は、1 年分に換算した額で判定します。

※3 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）及び地域要件（市内・市外）の別に関わらず対象となります。

※4 上記の契約は、特定公契約である旨を入札公告、指名通知書、見積依頼書等に記載の上、発注します。受注者は特定公契約の対象であることを確認した上で、参加することになります。

5 適用労働者の範囲

(1) 特定公契約の規定の適用を受ける労働者等は、次のとおりです。

受注者等に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等）
--

自らが提供する労務の対価を得るために、受注者等との請負契約により特定公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
--

※ 特定公契約に従事する労働者であれば、受注者に雇用される労働者だけでなく、受託者等に雇用される労働者に対しても適用されます。

(2) 次に掲げる者は、特定公契約の規定を受ける労働者に該当しません。

同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人

労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）

最低賃金法第7条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
--

特定公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）

工事請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）
--

特定公契約に従事した時間が1か月当たり30分未満の者

6 労働条件報告書の提出

特定公契約においては、受注者は労働条件報告書を作成し、市に提出する義務があります。

労働条件報告書は、労働者等が安心して働くことができるよう、適正な労働条件が確保されているかどうかを確認するものであり、契約締結後、速やかに提出してください。

市は提出された労働条件報告書の内容を確認します。

(1) 提出時期

契約締結後、着手関係書類とともに速やかに市（発注担当課）に提出してください。

なお、労働条件報告書は、受託者等についても提出が必要です。当該契約の締結の都度、受注者（元請）が取りまとめて市に提出してください。

(2) 提出先

公契約の種類	提出先
工事請負契約	発注担当課
業務委託契約	
指定管理に係る協定	指定管理に係る協定を締結する発注担当課

様式第1：労働条件報告書（P.7）

7 調査及び改善の方法

市は、労働条件報告書の内容に疑義があった場合など、確認をする必要があると認めるときは、関係機関と連携を図りながら、受注者等に対して聞き取り等の調査を行います。

市は、関係機関と協議の上、労働条件の改善が必要と判断した場合は、受注者等に労働条件改善通知書を通知します。

通知を受けた受注者等は、速やかに改善を図り、その改善内容を記載した労働条件改善報告書を市に提出しなければなりません。

様式第1（第3条関係）

労働条件報告書

年 月 日

常滑市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

常滑市公契約条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり提出します。

記

契約（協定）名	
---------	--

区 分	項 目	回 答
総 則	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
就業規則	(2) 常時使用する労働者が10人以上いる場合は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出するとともに、作業場の見やすい場所に掲示するなど、法令で定める方法で労働者に周知していますか。	
労使協定	(3) 36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届出していますか。	
法定帳簿	(4) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）を整備していますか。	
労働時間	(5) 労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。	
	(6) 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃 金	(7) 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金を支払っていますか。	
	(8) 時間外、休日等に労働させた場合、法令に従って割増賃金を支払っていますか。	
	(9) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	
	(10) 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	(11) 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者を選任していますか。 （常時使用する労働者が10人未満の場合は「－」を記入）	
	(12) 事故報告書の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	
	(13) 労働安全衛生法に基づく健康診断を、雇入れ時及びその後1年に1回、定期的を実施していますか。	
各種保険	(14) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続を行っていますか。	

「回答」欄には「○」又は「×」を、該当しない場合は「－」を記入してください。

注1 対象とする労働者の範囲：本契約等案件における業務に従事する者

2 受注者等が業務の一部を第三者に請け負わせ又は再委託するときは、当該第三者が報告書を記載した上で、受注者を取りまとめて提出してください。

労働条件報告書の根拠法令等

【総則】（労働基準法第 15 条、労働基準法施行規則第 5 条）

- (1) 「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」とされ、明示すべき事項は、施行規則で定められています。

【就業規則】（労働基準法第 89 条及び第 106 条）

- (2) 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署に届け出ることとされています。また、就業規則は、作業場への掲示、備え付け又は書面の交付等により、労働者に周知することとされています。

【労使協定】（労働基準法第 36 条）

- (3) 法廷労働時間を超えて労働する場合や法定休日に労働する場合は、前もって使用者が労働者代表と 36 協定を締結して、所管の労働基準監督署に届け出ることが必要です。

【法定帳簿】（労働基準法第 107 条及び第 108 条、労働基準法施行規則第 53 条及び第 54 条等）

- (4) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を備え、それぞれにおいて、定められた事項の記載をすることが必要です

【労働時間】（労働基準法第 32 条、第 33 条、第 34 条及び第 39 条等）

- (5) 使用者は、労働時間を適切に管理する責務を有しています。
(6) 労働者が 6 か月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した場合は、有給休暇を与えなければなりません。

【賃金】（労働基準法第 24 条及び第 37 条、最低賃金法第 9 条）

- (7) 賃金台帳等に記載された労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、休日労働時間数などから、適正に賃金計算を行い、支払わなければなりません。
(8) 1 日 8 時間、1 週 40 時間を法定労働時間と定め（特例有）、これを超えて労働させる場合、通常の賃金の 2 割 5 分以上の割増賃金を支払う必要があります。また、休日や深夜に労働させる場合には、割増賃金を支払う必要があります。
(9) 賃金は、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月 1 回以上、⑤一定の期日を定めて支払うこととされています。
(10) 地域別最低賃金とは、最低賃金法第 9 条に定められている賃金のことです。

【安全衛生】（労働安全衛生法第 3 章及び第 66 条、労働安全衛生規則第 96 条及び第 97 条等）

- (11) 一定規模以上の事業場では、「統括安全衛生管理者」、「安全管理者」、「衛生管理者」を配置することとし、「安全衛生委員会」を設置することが義務付けられています。また、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、産業医の選任が義務付けられています。
(12) 事業場における特定の事故や労働災害が発生した場合は、所管の労働基準監督署に報告する必要があります。
(13) 事業主は、労働者に対して雇入れする時及びその後 1 年以内ごとに 1 回、健康診断を実施しなければなりません。

【各種保険】（厚生年金保険法、健康保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法）

- (14) 労働保険及び社会保険とは、厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険のことです。

常滑市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正な履行及び労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって市民福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約及び市が指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、規則で定めるものをいう。
- (3) 市長等 市長及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者をいう。
- (4) 受注者等 市と公契約を締結する者及び市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者(以下「受託者等」という。)をいう。
- (5) 労働者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者であつて、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に雇用される者及び家事使用人を除く。
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者

(基本理念)

第3条 市は、公契約に係る施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 公契約の締結に至る過程において、公平性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行並びに公共事業及び公共サービスの良好な品質を確保すること。
- (3) 労働者等の適正な労働条件を確保すること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、公契約に関し必要な取組を実施するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、公契約に係る業務を適正に履行しなければならない。

2 受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。

(適正な公契約の締結)

第6条 市長等は、公契約に係る事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に適正かつ合理的な規模で公契約を締結しなければならない。

2 市長等は、公契約の締結に当たっては、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない。

(公契約の適正な履行の確保)

第7条 市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めなければならない。

2 市長等は、予定価格を算出するに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映して積算しなければならない。

3 受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第8条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働条件の確保に努めなければならない。

2 市長等は、特定公契約について、受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができる。

3 市長等は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、受注者等に対し必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができる。

(市内事業者の受注機会の確保)

第9条 市は、地域経済の健全な発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることに鑑み、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者等は、公契約に係る業務について、受託者等を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

常滑市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、常滑市公契約条例（令和5年常滑市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(特定公契約)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める公契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約
 - ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃業務
 - イ 庁舎等の受付案内業務又は電話交換業務
 - ウ 庁舎等の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。以下同じ。）
- (3) 募集の際の上限額が、1年度当たり1,000万円以上の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理に係る協定（公募により指定管理者を選定し、及び指定した場合に限る。）

2 前項第2号の予定価格は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 契約期間が1年以下の契約 予定価格の額
- (2) 契約期間が1年を超える契約 予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額

(労働条件報告書の提出)

第4条 市長等は、条例第8条第2項の規定にもとづき、特定公契約の受注者等に対し、労働条件報告書を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとする。

2 市長等は、受注者等が特定公契約に係る業務（指定管理者にあつては、特定公契約に係る業務のうち、清掃業務、受付案内業務、電話交換業務又は警備業務）の一部を第三者に請け負わせ、又は再委託する場合は、当該受注者等をして、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、契約締結後速やかに当該受注者等にそれらを取りまとめさせた上で、市に提出させるものとする。

(契約書の記載事項)

第5条 特定公契約の契約書（第3条第1項第3号に規定する契約にあつては協定書。以下同じ。）には、適正な労働条件の確保についての報告に関する特約条項（別記様式）を添付しなければならない。ただし、契約書中に当該特約条項に掲げる内容を記載する場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

別記様式（第5条関係）

適正な労働条件の確保についての報告に関する特約条項

（総則）

第1条 この特約条項は、常滑市公契約条例（令和5年常滑市条例第1号）第8条第2項による適正な労働条件の確保についての報告に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この特約条項は、これが添付される契約又は協定（以下「本契約」という。）と一体を成す。

（労働条件報告書の提出）

第2条 受注者（指定管理者を含む。以下同じ。）は、本契約の履行において自ら使用する労働者に係る労働条件報告書を作成し、本契約締結後、速やかに市長等に提出しなければならない。

2 受注者は、本契約に係る業務（指定管理者にあっては、本契約に係る業務のうち、清掃業務、受付案内業務、電話交換業務又は警備業務（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）。次項において同じ。）の一部を第三者に請け負わせ、又は再委託するときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後、速やかに受注者に提出させ、それらを取りまとめて、市長等に提出しなければならない。

3 受注者は、受注者から業務を請け負い、又は再委託された者（以下「受託者等」という。）が本契約に係る業務の一部を他の第三者に請け負わせ、又は再委託するときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後、速やかに当該第三者から当該受託者等を通じて受注者に提出させ、それらを取りまとめて、市長等に提出しなければならない。

なお、数次にわたり請負又は再委託に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、受注者は、本契約に係る業務の一部を請け負い、又は再委託された全ての者から労働条件報告書を受注者に提出させるものとする。

常滑市公契約条例に係る労働条件の確保に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市公契約条例（令和5年常滑市条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例第8条に規定する適正な労働条件の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(特定公契約の明示)

第3条 市は、特定公契約に係る公告その他の特定公契約の申込みの誘引を行う場合は、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 特定公契約に該当すること。

(2) 受注者が、特定公契約に関し自ら使用する労働者に係る労働条件報告書（様式第1）及び特定公契約に係る業務の一部を第三者に請け負わせ、又は再委託した場合における当該第三者に係る労働条件報告書の提出を受注者に求めること。

(調査及び改善の方法)

第4条 市は、労働条件報告書の内容に疑義があった場合は、関係機関と連携し、受注者等に対して聞き取り等の調査を行うものとする。

2 市は、関係機関と協議の上、受注者等に労働条件の改善が必要と判断した場合は、労働条件改善通知書（様式第2）により受注者等に通知するものとする。

3 受注者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、速やかに労働条件の改善を図り、その内容について労働条件改善報告書（様式第3）により市に報告するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

様式第1（第3条関係）

労働条件報告書

年 月 日

常滑市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

常滑市公契約条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり提出します。

記

契約（協定）名	
---------	--

区 分	項 目	回 答
総 則	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
就業規則	(2) 常時使用する労働者が10人以上いる場合は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出するとともに、作業場の見やすい場所に掲示するなど、法令で定める方法で労働者に周知していますか。	
労使協定	(3) 36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届出していますか。	
法定帳簿	(4) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）を整備していますか。	
労働時間	(5) 労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。	
	(6) 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃 金	(7) 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金を支払っていますか。	
	(8) 時間外、休日等に労働させた場合、法令に従って割増賃金を支払っていますか。	
	(9) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	
	(10) 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	(11) 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者を選任していますか。 （常時使用する労働者が10人未満の場合は「－」を記入）	
	(12) 事故報告書の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	
	(13) 労働安全衛生法に基づく健康診断を、雇入れ時及びその後1年に1回、定期的実施していますか。	
各種保険	(14) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続を行っていますか。	

「回答」欄には「○」又は「×」を、該当しない場合は「－」を記入してください。

注1 対象とする労働者の範囲：本契約等案件における業務に従事する者

2 受注者等が業務の一部を第三者に請け負わせ又は再委託するときは、当該第三者が報告書を記載した上で、受注者が取りまとめて提出してください。

様式第2（第4条関係）

労働条件改善通知書

第 号
年 月 日

様

常滑市長

常滑市公契約条例に係る労働条件の確保に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり改善が必要な事項について通知します。つきましては、労働条件改善報告書（様式第3）を作成し、提出してください。

記

契約（協定）名	
受注者等名	
改善が必要な 事項の内容	

様式第3（第4条関係）

労働条件改善報告書

年 月 日

常滑市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で通知された労働条件の改善が必要な事項について、常滑市公契約条例に係る労働条件の確保に関する要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

契約（協定）名	
措置日	年 月 日
改善実施方法及び内容	